



社援第310号
平成12年2月17日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生省大臣官房障害保健福祉部長

厚生省社会・援護局長

厚生省老人保健福祉局長

厚生省児童家庭局長

社会福祉法人会計基準の制定について

社会福祉事業の実施を目的に設立される社会福祉法人の会計については、これまで昭和51年1月31日社施第25号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知「社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について」により行われてきたところである。これに対し現在、将来にわたって増大・多様化が見込まれる国民の多様な福祉需要に適切に対応するため、介護保険制度の導入など個別施策の見直しに加え、社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など社会福祉の共通基盤制度全体の改革に取り組み、利用者の立場に立つ

た社会福祉制度の構築に努めているところである。なかでも社会福祉法人については、引き続き社会福祉事業の中心的な担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、従来にも増して自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図ることが強く期待されている。

これまで、社会福祉法人経営の基礎ともいえる社会福祉法人会計については、主として措置費等公的資金の収支を明瞭にし、その受託責任を明らかにすることを基本的な目的としていた。しかしながら、社会福祉法人が自らに期待される役割を積極的に果たせるようにするためには、従来の施設単位であった会計単位を法人単位に一本化し、法人全体での把握ができるようにするとともに、社会福祉法人としての公益性を維持し、入所者等の処遇に支障を与えることなく、自主的な運営が行えるようにする必要がある。

については、社会福祉事業法に規定する財産目録、貸借対照表及び収支計算書の作成に当たっての基準として、別紙のとおり「社会福祉法人会計基準」を新たに定め、平成12年4月1日から適用することとしたので、この円滑な実施につきご配慮願いたい。

1 社会福祉法人会計基準(以下「会計基準」という。)の基本的な考え方

- (1) 社会福祉法人(以下「法人」という。)単位での経営を目指し、法人全体の経営状況が把握できる法人制度共通の会計基準とした。
- (2) 会計基準は、簡潔明瞭なものとし、損益計算の考え方を採り入れることにより効率性が反映されるものとした。
- (3) 会計基準は、法人としての高い公益性を踏まえた内容とした。
- (4) 会計基準は、取引を適切に記録し、経営状況を適切に表示するための基本的な事項について定めたものであり、各法人における経理処理については、この基準を基にそれぞれの法人で自主的に定めることとした。

2 会計基準の骨格

- (1) 法人全体での資産、負債等の状況を把握できるようにするため、会計単位は施設ごととせず、法人で一本の会計単位とすることとした。ただし、公益事業及び収益事業については、別途特別会計として会計単位を分けることとした。
- (2) 施設ごとの経営状況を判読できるよう、会計単位の内部に施設ごとの経理区分を設けることとした。
- (3) 適切なコスト管理、経営努力の結果が反映されるよう、損益計算の考え方を導入することとした。
- (4) 建物等の資産価値を適切に評価、表示するため、減価償却制度を導入することとした。

- (5) 計算書の体系は、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録とした。
- ① 資金収支計算書は、支払資金の収入、支出の内容を明らかにするために作成し、経常活動による収支、施設整備等による収支及び財務活動による収支に区分し、決算額を予算額と対比して記載するものとした。
 - ② 事業活動収支計算書は、法人の事業活動の成果を把握するために作成し、事業活動収支の部、事業活動外収支の部、特別収支の部及び繰越活動収支差額の部に区分して記載するものとした。
また、支出には適正に計算された減価償却額を計上するものとした。
 - ③ 貸借対照表は、法人の会計年度末における財産状態を明らかにするために作成し、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分するものとした。
 - ④ 財産目録は、会計年度末における全ての資産及び負債について、その名称、数量及び価額等を詳細に記録するために作成することとした。
- (6) 資金収支計算書、事業活動収支計算書には、経理区分ごとの内訳表を添付することとした。

3 会計基準運用上の留意点

- (1) 経理規程の制定
法人は、会計基準に基づき会計処理に必要な事項について経理規程を定めること。
- (2) 複式簿記の実施
法人は、財産状態及び収支の状況について従来から行われている複式簿記により明確に記録し、財務報告をしなければならないこと。
- (3) 経理区分
法人本部及び定款に記載された社会福祉事業ごとに経理区分を設けることとしたが、複数の施設等を運営している場合には、それぞれの施設等ごとの区分を設け、その区分ごとに収支計算を行うこと。
- (4) 勘定科目
 - ① 勘定科目は、他に定めのある場合を除き、この会計基準に示した勘定科目に準拠して区分しなければならないこと。
 - ② 法人によって必要としない勘定科目は設定しなくてもよいこと。
 - ③ 法人の都合上勘定科目に小区分を設けることは差し支えないこと。
- (5) 減価償却
減価償却の方法は、定額法によるものとしたところであるが、これによりがたい場合には、定率法によることができること。

(6) 附属明細書の作成

従来の附属明細書を大幅に簡素化した上で、重要な資産及び負債等の状況を明確にするために、借入金、貸付金及び固定資産等についてその内容を明らかにする明細書を作成すること。

4 適用の範囲等

(1) 適用の範囲

- ① 原則として、全ての法人について適用するものとする。
- ② 措置費(運営費)支弁対象施設のみを運営している法人については、当分の間、昭和51年1月31日社施第25号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知「社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則について」(以下「経理規程準則」という。)によることができるものとする。
- ③ これまで経理規程準則が適用されていない法人については、当分の間、従来の会計処理によることができるものとする。
- ④ 病院会計準則等を適用している肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、助産施設及び老人保健施設等については、当分の間、従来の会計処理によるものとする。
- ⑤ 授産施設については、別途通知される予定の会計基準によるものとする。

(2) 実施の時期

平成12年4月1日より適用するものとする。

(3) 会計基準の見直し

会計基準は、今後の社会福祉事業の動向を踏まえ、適宜必要な見直しを行い、今後もさらに改善と充実を行っていくこととする。

社会福祉法人会計基準

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 資金収支計算及び資金収支計算書等（第7条－第13条）
- 第3章 事業活動収支計算及び事業活動収支計算書等（第14条－第20条）
- 第4章 貸借対照表
 - 第1節 貸借対照表作成の目的（第21条）
 - 第2節 資産及び負債（第22条－第29条）
 - 第3節 純資産（第30条－第35条）
 - 第4節 貸借対照表の記載方法等（第36条－第39条）
- 第5章 計算書類の注記（第40条）
- 第6章 財産目録（第41条－第44条）

第1章 総則

（社会福祉法人会計の基準）

第1条 社会福祉事業法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第22条に規定する社会福祉法人（以下「社会福祉法人」という。）は、特段の定めのあるものを除き、この会計基準の定めるところに従い会計処理を行い、法第42条第2項に規定する書類（以下「計算書類」という。）を作成しなければならない。この会計基準に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる会計の基準に従うものとする。

2 社会福祉法人は、この会計基準に基づき、会計処理のために必要な事項について経理規程を作成しなければならない。

（公益事業会計及び収益事業会計）

第2条 法第25条第1項に規定する公益事業（以下「公益事業」という。）に関する会計及び同項に規定する収益事業（以下「収益事業」という。）に関する会計は、それぞれ特別会計として独立した会計単位としなければならない。

2 公益事業に関する会計の会計処理及び計算書類の作成は、この会計基準に準じて行うことができる。

3 収益事業に関する会計については、この会計基準は適用せず、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従って行わなければならない。

(会計の原則)

第3条 社会福祉法人は、次に掲げる原則によって会計処理を行い、計算書類を作成しなければならない。

- 一 財政及び活動の状況について真実な内容を表示すること。
- 二 すべての取引について、複式簿記の原則によって、正確な会計帳簿を作成すること。
(注1)
- 三 財政及び活動の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。
- 四 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(経理区分)

第4条 社会福祉法人の事業活動の内容を明らかにするため、法人本部及び定款に記載した社会福祉事業ごとの区分(以下「経理区分」という。)を設け、その経理区分ごとに収支計算を行わなければならない。

- 2 経理区分により、事業内容を明らかにできない場合は、さらに経理区分を細分し、収支計算を行うことができる。

(総額表示)

第5条 計算書類に記載する金額は、原則として総額をもって表示しなければならない。

(計算書類)

第6条 社会福祉法人が作成しなければならない計算書類は、次のとおりとする。(注2)

- 一 資金収支計算書及びこれに附属する資金収支内訳表
- 二 事業活動収支計算書及びこれに附属する事業活動収支内訳表
- 三 貸借対照表
- 四 財産目録

第2章 資金収支計算及び資金収支計算書等

(資金収支計算の目的)

第7条 社会福祉法人は、毎会計年度、支払資金の収入及び支出の内容を明らかにするため、資金収支計算を行わなければならない。

- 2 前項の支払資金は、流動資産及び流動負債(引当金を除く。)とし、その残高は流動資産の額が流動負債(引当金を除く。)の額を超える額とする。(注3)

(資金収支計算の方法)

第8条 資金収支計算は、当該会計年度における支払資金の収入及び支出に基づいて行う

ものとする。

(勘定科目)

第9条 資金収支計算の内容を明瞭に記録するため、資金収支計算書に記載する科目は、別表1のとおりとする。

(資金収支計算書の記載方法)

第10条 資金収支計算書は、経常活動による収支、施設整備等による収支及び財務活動による収支に区分するものとする。

- 2 経常活動による収支には、経常的な事業活動による収入及び支出（受取利息配当金収入及び借入金利息支出を含む。）を記載し、経常活動資金収支差額を記載するものとする。
- 3 施設整備等による収支には、固定資産の取得に係る支出及び売却に係る収入、施設整備等補助金収入、施設整備等寄附金収入、公益事業会計又は収益事業会計への元入金の拠出に係る支出並びに経常活動による収支及び財務活動による収支に属さない収入及び支出を記載し、施設整備等資金収支差額を記載するものとする。
- 4 財務活動による収支には、資金の借入れ及び返済、積立預金の積立て及び取崩し、投資有価証券の購入及び売却等資金の運用に係る収入及び支出（受取利息配当金収入及び借入金利息支出を除く。）を記載し、財務活動資金収支差額を記載するものとする。
- 5 資金収支計算書は、当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。
- 6 決算の額と予算の額の差異が著しい勘定科目については、その理由を備考欄に記載するものとする。

(資金収支計算書の様式)

第11条 資金収支計算書の様式は、第1号様式のとおりとする。

(資金収支内訳表の記載方法等)

第12条 資金収支内訳表には、資金収支計算書に記載される収入及び支出の予算及び決算の額を、経理区分ごとに記載するものとする。

- 2 資金収支内訳表の様式は、第2号の1様式及び第2号の2様式のとおりとする。

(共通収入支出の配分)

第13条 資金収支計算を行うに当たっては、複数の会計単位又は経理区分に共通する収入及び支出を、合理的な基準に基づいて配分するものとする。(注4)

第3章 事業活動収支計算及び事業活動収支計算書等

(事業活動収支計算の目的)

第14条 社会福祉法人は、毎会計年度、当該会計年度の事業活動の成果を明らかにするため、事業活動収支計算を行わなければならない。

(事業活動収支計算の方法)

第15条 事業活動収支計算は、当該会計年度におけるすべての純資産を増加させる収入及び第34条第1項に規定する国庫補助金等特別積立金の取崩額と純資産を減少させる支出との差額に、第31条第1号から第3号までに規定する基本金の組入額、第33条に規定する国庫補助金等特別積立金の積立額及び第34条第2項に規定する国庫補助金等特別積立金の取崩額を加減した額（以下「当期活動収支差額」という。）を計算し、さらに次期繰越活動収支差額を計算するものとする。

2 次期繰越活動収支差額は、当期活動収支差額に前期繰越活動収支差額を加算して、当期末繰越活動収支差額を計算し、さらに次に掲げる額を加減して計算するものとする。

一 第31条第4号に規定する基本金の組入額

二 第32条に規定する基本金の取崩額

三 第35条第1項に規定するその他の積立金の積立額、同条第3項及び第4項に規定する取崩額

3 第1項の純資産を増加させる収入及び純資産を減少させる支出は、その発生した会計年度に正しく計上しなければならない。ただし、対価が確定する以前の未実現収入は、原則として、当該会計年度の収入に計上してはならない。（注1）、（注5）

(勘定科目)

第16条 事業活動収支計算の内容を明瞭に記録するため、事業活動収支計算書に記載する科目は、別表2のとおりとする。

(事業活動収支計算書の記載方法)

第17条 事業活動収支計算書は、事業活動収支の部、事業活動外収支の部、特別収支の部及び繰越活動収支差額の部に区分するものとする。

2 事業活動収支の部には、事業活動による収入及び支出を記載して事業活動収支差額を記載するものとする。なお、事業活動による収入には第34条第1項に規定する国庫補助金等特別積立金取崩額を含めるものとする。

3 事業活動外収支の部には、受取利息配当金、借入金利息、有価証券売却等の損益（又は売却収入及び売却原価等）、他の会計単位からの繰入れによる収入又は経理区分間の繰入れによる収入及び支出並びにその他事業活動以外の原因による収支であって特別収支に属さない収入及び支出を記載し、事業活動外収支差額を記載するものとする。

- 4 第2項の事業活動収支差額に前項の事業活動外収支差額を加算したものを、経常収支差額として記載するものとする。
- 5 特別収支の部には、第31条第1号から第3号までに規定する寄附金及び第33条に規定する国庫補助金等の収入並びに固定資産売却等に係る損益（又は売却収入及び売却原価等）及びその他の臨時的な収支（金額が僅少なものを除く。）を記載し、第34条第2項に規定する国庫補助金等特別積立金の取崩額を加算し、第31条第1号から第3号までに規定する基本金の組入額及び第33条に規定する国庫補助金等特別積立金の積立額を減算して、特別収支差額を記載するものとする。（注12）（注13）
- 6 第4項の経常収支差額に前項の特別収支差額を加算したものを、当期活動収支差額として記載するものとする。
- 7 繰越活動収支差額の部は、第15条第2項に規定する計算の内容を記載するものとする。
- 8 事業活動収支計算書は、当該会計年度の決算の額を前会計年度の決算の額と対比して記載するものとする。

（事業活動収支計算書の様式）

第18条 事業活動収支計算書の様式は、第3号様式のとおりとする。

（事業活動収支内訳表の記載方法等）

第19条 事業活動収支内訳表には、事業活動収支計算書に記載する事業活動の決算の額を、経理区分ごとに記載するものとする。

2 事業活動収支内訳表の様式は、第4号様式のとおりとする。

（共通収入支出の配分）

第20条 第13条の規定は、事業活動収支の計算について準用する。（注4）

第4章 貸借対照表

第1節 貸借対照表作成の目的

（貸借対照表作成の目的）

第21条 社会福祉法人は、毎会計年度末現在におけるすべての資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために、貸借対照表を作成しなければならない。

第2節 資産及び負債

（資産の評価）

第22条 資産の評価は、取得価額をもって行うものとする。

2 通常要する価額と比較して著しく低い価額で取得した資産又は贈与された資産の評価は、取得又は贈与の時における当該資産の取得のために通常要する価額をもって行うものとする。

3 交換により取得した資産の評価は、交換に対して提供した資産の帳簿価額をもって行うものとする。

(たな卸資産の評価)

第23条 介護用品などの貯蔵品等のたな卸資産については、個別原価法、総平均原価法等の評価方法を適用して算定した取得価額をもって貸借対照表価額とするものとする。

(注6)

(有価証券の評価)

第24条 有価証券については、総平均原価法、移動平均原価法等の評価方法を適用して算定した取得価額をもって貸借対照表価額とするものとする。(注7)

(資産の評価換え)

第25条 資産の時価が取得価額と比較して著しく低くなった場合には、その回復が可能と認められる場合を除き、時価によって評価するものとする。

(減価償却)

第26条 固定資産のうち、時の経過又は使用等によりその価値が減少するもの(以下「減価償却資産」という。)については、減価償却を行うものとする。

2 減価償却の方法は、定額法によるものとする。

3 減価償却を行う場合の耐用年数は、当該減価償却資産の種類、構造、用途及び細目の異なるごとに、適正に見積もるものとする。(注8)

(徴収不能額の引当て)

第27条 金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込額を徴収不能引当金に繰り入れ、当該金銭債権から控除するものとする。(注9)

(退職債務の引当て)

第28条 職員に対し退職金を支給することが定められている場合には、将来支給する退職金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の事業活動収支計算における支出として繰り入れ、その残高を負債の部に退職給与引当金として計上するものとする。(注10)

(その他の引当て)

第29条 前条に規定するものの他、引当金として計上すべきものがある場合には、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の事業活動収支計算における支出として繰り入れ、その残高を負債の部に内容を示す名称を付した引当金の科目をもって計上するものとする。(注11)

第3節 純資産

(純資産の区分)

第30条 貸借対照表の純資産は、基本金、国庫補助金等特別積立金、その他の積立金及び次期繰越活動収支差額に区分するものとする。

(基本金)

第31条 基本金には、社会福祉法人が事業活動を継続するために維持すべきものとして收受した次の金額を計上するものとする。(注12)

- 一 社会福祉法人の設立並びに施設の創設及び増築等のために基本財産等（固定資産に限る。）を取得すべきものとして指定された寄附金の額
- 二 前号の資産の取得に係る借入金の償還に充てるものとして指定された寄附金の額
- 三 施設の創設及び増築等のために保持すべき運転資金として收受した寄附金の額
- 四 定款の規定により、当期末繰越活動収支差額の一部又は全部に相当する額の運用財産を基本財産に組み入れた場合におけるその組入額

(基本金の取崩し)

第32条 社会福祉法人が社会福祉事業の一部又は全部を廃止し、かつ前条に規定する基本金組入れの対象となった基本財産又はその他の固定資産が廃棄され、又は売却された場合には、当該事業に関して組み入れられた基本金の一部又は全部の額を取り崩すものとする。

(国庫補助金等特別積立金)

第33条 国庫補助金等特別積立金には、施設の創設及び増築等のために基本財産等（固定資産に限る。）を取得すべきものとして国又は地方公共団体等から拠出された補助金、助成金等（以下「国庫補助金等」という。）を計上するものとする。(注12)

(国庫補助金等特別積立金の取崩し)

第34条 国庫補助金等特別積立金は、毎会計年度、国庫補助金等により取得した資産の減価償却費のうち国庫補助金等に相当する額を取り崩すものとする。(注13)

- 2 前条の国庫補助金等特別積立金の積立ての対象となった基本財産等が廃棄され又は売却された場合には、当該資産に相当する国庫補助金等特別積立金を取り崩すものとする。(注13)

(その他の積立金)

第35条 その他の積立金には、将来の特定の目的の支出又は損失に備えるため、理事会の議決に基づき事業活動収支計算書の当期末繰越活動収支差額から積立金として積み立てた額を計上するものとする。

- 2 前項に規定する積立金は、積立ての目的を示す名称を付すものとする。
- 3 第1項に規定する積立金は、その積立ての目的である支出が行われた会計年度において取り崩すものとする。
- 4 第1項に規定する積立金をその積立ての目的以外の理由で取り崩す場合には、その旨、その理由及び金額を事業活動収支計算書の脚注として記載するものとする。

第4節 貸借対照表の記載方法等

(貸借対照表の記載方法)

第36条 貸借対照表には、資産の部、負債の部及び純資産の部を設け、さらに資産の部を流動資産及び固定資産に、負債の部を流動負債及び固定負債に区分し、各部の科目ごとにその金額を記載するものとする。(注14)

- 2 貸借対照表は、当該会計年度末の額を前会計年度末の額と対比して記載するものとする。

(減価償却費の累計額、徴収不能引当金の記載方法)

第37条 減価償却資産については、当該減価償却資産に係る減価償却費の累計額を控除した残額を記載し、減価償却費の累計額を貸借対照表の脚注として記載するものとする。ただし、当該減価償却資産から減価償却費の累計額を控除する形式で記載することもできる。

- 2 金銭債権については、徴収不能引当金の額を控除した残額を記載し、徴収不能引当金の合計額を貸借対照表の脚注として記載するものとする。ただし、当該金銭債権から徴収不能引当金の額を控除する形式で記載することもできる。

(勘定科目)

第38条 資産、負債及び純資産の内容を明瞭に記録するため、貸借対照表に記載する科目は、別表3のとおりとする。

(貸借対照表の様式)

第39条 貸借対照表の様式は、第5号様式のとおりとする。

第5章 計算書類の注記

(会計方針等の注記)

第40条 社会福祉法人は、計算書類に次の事項を注記しなければならない。

- 一 資産の評価方法及び引当金の計上基準等計算書類作成に関する重要な会計方針

(注15)

- 二 重要な会計方針を変更したときは、その旨、その理由及び当該変更による影響額
- 三 基本財産の増減の内容及び金額

- 四 第32条及び第34条第2項の規定により、基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額
 - 五 担保に供されている資産の種類及び金額並びに担保している債務等の種類及び金額
 - 六 会計年度末日から計算書類作成日までの間に発生した後発事象で、翌会計年度以後の財政及び活動の状況に重要な影響を与える事象がある場合には、その内容及び翌会計年度以後の財政及び活動の状況に与える影響額（注16）
 - 七 その他、財政及び活動の状況を明らかにするために必要な事項（注17）
- 2 前項の規定による注記は、貸借対照表の次に記載して行うものとする。

第6章 財産目録

（財産目録の内容）

第41条 財産目録は、当該会計年度末現在におけるすべての資産及び負債につき、その名称、数量、金額等を詳細に表示するものとする。（注2）

（財産目録の区分）

第42条 財産目録は、貸借対照表の区分に準じ、資産の部と負債の部に区分し、純資産の額を示すものとする。

（財産目録の価額）

第43条 財産目録の金額は、貸借対照表の金額と同一とする。

（財産目録の様式）

第44条 財産目録の様式は、第6号様式のとおりとする。

資金収支計算書

(自) 平成〇年〇月〇日 (至) 平成〇月〇月〇日

第1号様式

勘 定 科 目		予 算	決 算	差 異	備 考
経 常 活 動 に よ る 収 支	収	介護保険収入			
		利用料収入			
		措置費収入			
		運営費収入			
		私的契約利用料収入			
		〇〇事業収入			
		経常経費補助金収入			
		寄附金収入			
		雑収入			
		借入金利息補助金収入			
		受取利息配当金収入			
		会計単位間繰入金収入			
		経理区分間繰入金収入			
	経常収入計 (1)				
	支	人件費支出			
		事務費支出			
		事業費支出			
		借入金利息支出			
		経理区分間繰入金支出			
		経常支出計 (2)			
		経常活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)			
施 設 整 備 等 に よ る 収 支	収	施設整備等補助金収入			
		施設整備等寄附金収入			
		固定資産売却収入			
		施設整備等収入計 (4)			
	支	固定資産取得支出			
		元入金支出			
		施設整備等支出計 (5)			
		施設整備等資金収支差額 (6)=(4)-(5)			
財 務 活 動 に よ る 収 支	収	借入金収入			
		投資有価証券売却収入			
		借入金元金償還補助金収入			
		積立預金取崩収入			
		その他の収入			
		財務収入計 (7)			
	支	借入金元金償還金支出			
		投資有価証券取得支出			
		積立預金積立支出			
		その他の支出			

	流動資産評価減等による資金減少額等				
	財務支出計 (8)				
	財務活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)				
	予備費(10)				
	当期資金収支差額合計 (11)=(3)+(6)+(9) -(10)				
	前期末支払資金残高 (12)				
	当期末支払資金残高 (11)+(12)				

(注) 予備費の使用額は、当該科目に振替えて記載する。

資金収支予算内訳表

(自) 平成〇年〇月〇日 (至) 平成〇年〇月〇日

第2号-1様式

勘定科目		合計	本部	〇〇園	△△所	××センター
経 常 活 動 に よ る 収 支	収入					
	介護保険収入					
	介護保険収入					
	利用料収入					
	利用料収入					
	利用者負担金収入					
	措置費収入					
	事務費収入					
	事業費収入					
	運営費収入					
	運営費収入					
	私的契約利用料収入					
	私的契約利用料収入					
	〇〇事業収入					
	〇〇事業収入					
	經常経費補助金収入					
	經常経費補助金収入					
	寄附金収入					
	寄附金収入					
	雑収入					
雑収入						
借入金利息補助金収入						
借入金利息補助金収入						
受取利息配当金収入						
受取利息配当金収入						
会計単位間繰入金収入						
公益事業会計繰入金収入						
収益事業会計繰入金収入						
経理区分間繰入金収入						
経理区分間繰入金収入						
經常収入計(1)						
支出						
人件費支出						
役員報酬						
職員俸給						
職員諸手当						
非常勤職員給与						
退職金						
退職共済掛金						
法定福利費						
事務費支出						
福利厚生費						
旅費交通費						
研修費						
消耗品費						
器具什器費						
印刷製本費						
水道光熱費						
燃料費						
修繕費						
通信運搬費						
会議費						
広報費						
業務委託費						
手数料						
損害保険料						
賃借料						
租税公課						
〇〇費						
雑費						
事業費支出						
給食費						
保健衛生費						
被服費						
教養娯楽費						

		日用品費 保育材料費 本人支給金 水道光熱費 燃料費 消耗品費 器具什器費 賃借料 教育指導費 就職支度費 医療費 葬祭費 ○○費 雑費 借入金利息支出 借入金利息支出 経理区分間繰入金支出 経理区分間繰入金支出					
		経常支出計 (2)					
		経常活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)					
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入 施設整備補助金収入 設備整備補助金収入 施設整備等寄附金収入 施設整備等寄附金収入 施設整備等借入金償還寄附金収入 固定資産売却収入 器具及び備品売却収入 車輛運搬具売却収入 ○○売却収入					
		施設整備等収入計 (4)					
	支出	固定資産取得支出 建物取得支出 車輛運搬具取得支出 ○○取得支出 元入金支出 公益事業会計元入金支出 収益事業会計元入金支出					
		施設整備等支出計 (5)					
		施設整備等資金収支差額 (6)=(4)-(5)					
財務活動による収支	収入	借入金収入 設備資金借入金収入 長期運営資金借入金収入 投資有価証券売却収入 投資有価証券売却収入 借入金元金償還補助金収入 借入金元金償還補助金収入 積立預金取崩収入 ○○積立預金取崩収入 その他の収入 長期貸付金回収収入 ○○収入					
		財務収入計 (7)					
	支出	借入金元金償還金支出 設備資金借入金償還金支出 長期運営資金借入金償還金支出 投資有価証券取得支出 投資有価証券取得支出 積立預金積立支出 ○○積立預金積立支出 その他の支出 長期貸付金支出 ○○支出 流動資産評価減等による資金減少額等 徴収不能額 有価証券売却益 有価証券売却損 有価証券評価損 ○○評価損					

財務支出計 (8)					
財務活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)					
予備費 (10)					
当期資金収支差額合計 (11)=(3)+(6)+(9) -(10)					

前期末支払資金残高 (12)					
当期末支払資金残高 (11)+(12)					

資金収支決算内訳表

(自) 平成〇年〇月〇日 (至) 平成〇年〇月〇日

第2号-2様式

勘定科目		合計	本部	〇〇園	△△所	××センター
經常活動による収入	介護保険収入					
	介護保険収入					
	利用料収入					
	利用料収入					
	利用者負担金収入					
	措置費収入					
	事務費収入					
	事業費収入					
	運営費収入					
	運営費収入					
	私的契約利用料収入					
	私的契約利用料収入					
	〇〇事業収入					
	〇〇事業収入					
	經常経費補助金収入					
	經常経費補助金収入					
	寄附金収入					
	寄附金収入					
	雑収入					
	雑収入					
	借入金利息補助金収入					
	借入金利息補助金収入					
	受取利息配当金収入					
	受取利息配当金収入					
	会計単位間繰入金収入					
	公益事業会計繰入金収入					
収益事業会計繰入金収入						
経理区分間繰入金収入						
経理区分間繰入金収入						
經常収入計(1)						
支出	人件費支出					
	役員報酬					
	職員俸給					
	職員諸手当					
	非常勤職員給与					
	退職金					
	退職共済掛金					
	法定福利費					
	事務費支出					
	福利厚生費					
	旅費交通費					
	研修費					
	消耗品費					
	器具什器費					
	印刷製本費					
	水道光熱費					
	燃料費					
	修繕費					
	通信運搬費					
	会議費					
	広報費					
	業務委託費					
	手数料					
	損害保険料					
	賃借料					
	租税公課					
〇〇費						
雑費						
事業費支出						
給食費						
保健衛生費						
被服費						
教養娯楽費						

		日用品費 保育材料費 本人支給金 水道光熱費 燃料費 消耗品費 器具什器費 賃借料 教育指導費 就職支度費 医療費 葬祭費 〇〇費 雑費 借入金利息支出 借入金利息支出 経理区分間繰入金支出 経理区分間繰入金支出 経常支出計(2)					
		経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)					
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入 施設整備補助金収入 設備整備補助金収入 施設整備等寄附金収入 施設整備等寄附金収入 施設整備等借入金償還寄附金収入 固定資産売却収入 器具及び備品売却収入 車輛運搬具売却収入 〇〇売却収入 施設整備等収入計(4)					
	支出	固定資産取得支出 建物取得支出 車輛運搬具取得支出 〇〇取得支出 元入金支出 公益事業会計元入金支出 収益事業会計元入金支出 施設整備等支出計(5)					
		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)					
財務活動による収支	収入	借入金収入 設備資金借入金収入 長期運営資金借入金収入 投資有価証券売却収入 投資有価証券売却収入 借入金元金償還補助金収入 借入金元金償還補助金収入 積立預金取崩収入 〇〇積立預金取崩収入 その他の収入 長期貸付金回収収入 〇〇収入 財務収入計(7)					
	支出	借入金元金償還金支出 設備資金借入金償還金支出 長期運営資金借入金償還金支出 投資有価証券取得支出 投資有価証券取得支出 積立預金積立支出 〇〇積立預金積立支出 その他の支出 長期貸付金支出 〇〇支出 流動資産評価減等による資金減少額等 徴収不能額 有価証券売却益 有価証券売却損 有価証券評価損 〇〇評価損					

	財務支出計 (8)					
	財務活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)					
	当期資金収支差額合計 (10)=(3)+(6)+(9)					
	前期末支払資金残高 (11)					
	当期末支払資金残高 (10)+(11)					

事業活動収支計算書

(自) 平成〇年〇月〇日 (至) 平成〇年〇月〇日

第3号様式

	勘定科目	本年度決算	前年度決算	増減	
事業活動収支の部	収	介護保険収入			
		利用料収入			
		措置費収入			
		運営費収入			
		私的契約利用料収入			
		〇〇事業収入			
		経常経費補助金収入			
		寄附金収入			
		雑収入			
		借入金元金償還補助金収入			
		引当金戻入			
		国庫補助金等特別積立金取崩額			
		事業活動収入計(1)			
	支	人件費支出			
	事務費支出				
	事業費支出				
	減価償却費				
	徴収不能額				
	引当金繰入				
	事業活動支出計(2)				
	事業活動収支差額(3)=(1)-(2)				
事業活動外収支の部	収	借入金利息補助金収入			
		受取利息配当金収入			
		会計単位間繰入金収入			
		経理区分間繰入金収入			
		投資有価証券売却益(売却収入)			
		有価証券売却益(売却収入)			
		事業活動外収入計(4)			
	支	借入金利息支出			
		経理区分間繰入金支出			
		投資有価証券売却損(売却原価)			
	有価証券売却損(売却原価)				
	資産評価損				
	事業活動外支出計(5)				
	事業活動外収支差額(6)=(4)-(5)				
	経常収支差額(7)=(3)+(6)				
特別収支	収	施設整備等補助金収入			
		施設整備等寄附金収入			
		固定資産売却益(売却収入)			
		国庫補助金等特別積立金取崩額			
		特別収入計(8)			

の 部 支 出	基本金組入額			
	固定資産売却損・処分損(売却原価)			
	国庫補助金等特別積立金積立額			
	特別支出計(9)			
	特別収支差額(10)=(8)-(9)			
	当期活動収支差額(11)=(7)+(10)			
繰 越	前期繰越活動収支差額(12)			
	当期末繰越活動収支差額(13)=(11)+(12)			
活 動 収 支 差 額 の 部	基本金取崩額(14)			
	基本金組入額(15)			
	その他の積立金取崩額(16)			
	その他の積立金積立額(17)			
	次期繰越活動収支差額(18) = (13)+(14) -(15)+(16)-(17)			

脚注

〇〇積立金取崩額のうち、〇〇円は、〇〇の支出に充てるために、〇〇積立金の目的外取崩額である。

事業活動収支内訳表

(自)平成〇年〇月〇日 (至)平成〇年〇月〇日

第4号様式

勘定科目		合計	本部	〇〇園	△△所	××センター
事業活動収入	介護保険収入					
	介護保険収入					
	利用料収入					
	利用料収入					
	利用者負担金収入					
	措置費収入					
	事務費収入					
	事業費収入					
	運営費収入					
	運営費収入					
	私的契約利用料収入					
	私的契約利用料収入					
	〇〇事業収入					
	〇〇事業収入					
	経常経費補助金収入					
	経常経費補助金収入					
	寄附金収入					
	寄附金収入					
	雑収入					
	雑収入					
借入金元金償還補助金収入						
借入金元金償還補助金収入						
引当金戻入						
徴収不能引当金戻入						
退職給与引当金戻入						
〇〇引当金戻入						
国庫補助金等特別積立金取崩額						
事業活動収入計(1)						
の部支出	人件費支出					
	役員報酬					
	職員俸給					
	職員諸手当					
	非常勤職員給与					
	退職金					
	退職共済掛金					
	法定福利費					
	事務費支出					
	福利厚生費					
	旅費交通費					
	研修費					
	消耗品費					
	器具什器費					
	印刷製本費					
	水道光熱費					
	燃料費					
	修繕費					
	通信運搬費					
	会議費					
	広報費					
	業務委託費					
	手数料					
	損害保険料					
	賃借料					
	租税公課					
	〇〇費					
	雑費					
	事業費支出					
	給食費					
	保健衛生費					
	被服費					
	教養娯楽費					
	日用品費					
	保育材料費					
	本人支給金					
	水道光熱費					
	燃料費					
	消耗品費					
	器具什器費					
	賃借料					
	教育指導費					
	就職支度費					
	医療費					
	葬祭費					
〇〇費						
雑費						
減価償却費						
減価償却費						

	徴収不能額 徴収不能額 引当金繰入 退職給与引当金繰入 徴収不能引当金繰入 〇〇引当金繰入							
	事業活動支出計(2)							
	事業活動収支差額(3)=(1)-(2)							
事業活動外	借入金利息補助金収入 借入金利息補助金収入 受取利息配当金収入 受取利息配当金収入 会計単位間繰入金収入 公益事業会計繰入金収入 収益事業会計繰入金収入 経理区分間繰入金収入 経理区分間繰入金収入 投資有価証券売却益(売却収入) 投資有価証券売却益(売却収入) 有価証券売却益(売却収入) 有価証券売却益(売却収入)							
	事業活動外収入計(4)							
	借入金利息支出 借入金利息支出 経理区分間繰入金支出 経理区分間繰入金支出 投資有価証券売却損(売却原価) 投資有価証券売却損(売却原価) 有価証券売却損(売却原価) 有価証券売却損(売却原価) 資産評価損 有価証券評価損 〇〇評価損							
	事業活動外支出計(5)							
	事業活動外収支差額(6)=(4)-(5)							
	経常収支差額(7)=(3)+(6)							
	特別収入	施設整備等補助金収入 施設整備補助金収入 設備整備補助金収入 施設整備等寄附金収入 施設整備等寄附金収入 施設整備等借入金償還寄附金収入 固定資産売却益(売却収入) 器具及び備品売却益(売却収入) 車輛運搬具売却益(売却収入) 〇〇売却益(売却収入) 国庫補助金等特別積立金取崩額						
		特別収入計(8)						
		基本金組入額 1号基本金組入額 2号基本金組入額 3号基本金組入額 固定資産売却損・処分損(売却原価) 器具及び備品売却損・処分損(売却原価) 車輛運搬具売却損・処分損(売却原価) 〇〇売却損・処分損(売却原価) 国庫補助金等特別積立金積立額						
		特別支出計(9)						
特別収支差額(10)=(8)-(9)								
当期活動収支差額(11)=(7)+(10)								
繰越活動収支差額		前期繰越活動収支差額(12)						
		当期末繰越活動収支差額(13)=(11)+(12)						
		基本金取崩額(14)						
		基本金組入額(15) 4号基本金組入額						
	その他の積立金取崩額(16) 〇〇積立金取崩額							
	その他の積立金積立額(17) 〇〇積立金積立額							
	次期繰越活動収支差額(18)=(13)+(14)-(15)+ (16)-(17)							

注記

1. 重要な会計方針

- (1) 貯蔵品の評価方法 総平均法
(2) 有価証券の評価方法 移動平均法
(3) 退職給与引当金の計上基準 職員の退職金の支給に備えるため、〇〇により計算した退職給与引当金を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

.....

3. 基本財産の増加

- 建物(〇〇〇〇) ***円
土地(〇〇用敷地) ***円

4. 基本金及び国庫補助金等特別積立金の取り崩し

〇〇施設を〇〇へ譲渡したことに伴い、基本金***円及び国庫補助金等特別積立金***円を取り崩した。

5. 担保に供されている資産の種類及び金額

- 基本財産建物 ***円
基本財産土地 ***円
..... ***円

担保している債務の種類及び金額

- 設備資金借入金 ***円
〇〇借入金 ***円

6. 重要な後発事象

.....

財 産 目 録

平成〇年〇月〇日現在

第6号様式

資 産 ・ 負 債 の 内 訳	金 額
I 資産の部	
1、流動資産	
現金預金	
現金	現金手許有高
普通預金	〇〇銀行 〇〇支店
未収金	〇月分保険料
.....
流動資産合計	
2、固定資産	
(1) 基本財産	
建物	所在〇〇 家屋番号〇〇 種類〇〇
土地	所在地番〇〇 地目〇〇
定期預金	〇〇銀行 〇〇支店
基本財産合計	
(2) その他の固定資産	
車輛運搬具	車輛No. ***
〇〇特定預金	〇〇銀行 〇〇支店
.....
その他の固定資産合計	
固定資産合計	
資産合計	
II 負債の部	
1、流動負債	
短期運営資金借入金	〇〇銀行 〇〇支店
未払金	〇月分光熱水費
預り金	〇月分源泉所得税
.....
流動負債合計	
2、固定負債	
設備資金借入金	社会福祉・医療事業団 〇〇支店
.....
固定負債合計	
負債合計	
差引純資産	

別表1

＜資金収支計算書勘定科目の説明＞

※ 中区分の科目については、適当な科目を追加又は省略することができる。なお、必要に応じて細分することができる。

1. 収入の部

科目区分		説明
大区分	中区分	
＜経常活動による収入＞		
〔介護保険収入〕	介護保険収入	介護保険制度に基づく報酬等をいう。
〔利用料収入〕	利用料収入	利用者からの利用料(代理受領を含む。)による収入をいう。 (利用者負担金を除く。)
	利用者負担金収入	契約に伴う施設利用料のうち、利用者本人の負担による収入をいう。
〔措置費収入〕	事務費収入	措置費支弁額中の人件費及び管理費にかかる収入をいう。 措置費支弁額中の入所者の処遇に必要な一般生活費等に係る収入をいう。
	事業費収入	
〔運営費収入〕	運営費収入	保育所等における保育の実施等に関する運営費収入をいう。
〔私的契約 利用料収入〕	私的契約利用料収入	措置施設等における私的契約に基づく利用収入をいう。
〔○○事業収入〕	○○事業収入	事業の内容を示す名称を付した科目で記載する。
〔経常経費 補助金収入〕	経常経費補助金収入	経常経費に係る地方公共団体からの補助金収入をいう。
〔寄附金収入〕	寄附金収入	経常経費に対する寄附金品をいう。
〔雑収入〕	雑収入	経常経費による収入で他のいずれの収入科目にも属さない収入をいう。
〔借入金利息 補助金収入〕	借入金利息補助金収入	設備資金借入金利息に係る地方公共団体からの補助金収入をいう。
〔受取利息 配当金収入〕	受取利息配当金収入	預貯金、有価証券、貸付金等の利息及び配当金等の収入をいう。
〔会計単位間 繰入金収入〕	公益事業会計繰入金収入	公益事業会計からの繰入金収入をいう。
	収益事業会計繰入金収入	収益事業会計からの繰入金収入をいう。
〔経理区分間 繰入金収入〕	経理区分間繰入金収入	社会福祉事業会計内における他の経理区分からの繰入金収入をいう。

科目区分		説明
大区分	中区分	
＜施設整備等による収入＞		
〔施設整備等補助金収入〕	施設整備補助金収入	施設整備にかかる地方公共団体等からの補助金収入をいう。
	設備整備補助金収入	設備整備にかかる地方公共団体等からの補助金収入をいう。
〔施設整備等寄附金収入〕	施設整備等寄附金収入	施設整備及び設備整備にかかる寄附金をいう。
	施設整備等借入金償還寄附金収入	施設整備及び設備整備にかかる借入金の償還にかかる寄附金をいう。
〔固定資産売却収入〕	器具及び備品売却収入	器具及び備品の売却による収入をいう。
	車輛運搬具売却収入	車輛運搬具の売却による収入をいう。
	○○売却収入	売却した資産等の内容を示す名称を付した科目で記載する。
＜財務活動による収入＞		
〔借入金収入〕	設備資金借入金収入	設備資金借入金の受入額をいう。
	長期運営資金借入金収入	長期運営資金借入金の受入額をいう。
〔投資有価証券売却収入〕	投資有価証券売却収入	売却した投資有価証券の売却収入(収入総額)をいう。
〔借入金元金償還補助金収入〕	借入金元金償還補助金収入	設備資金借入金償還金にかかる地方公共団体からの補助金収入をいう。
〔積立預金取崩収入〕	○○積立預金取崩収入	積立預金の取崩しによる収入をいう。積立預金の目的等を示す名称を付した科目で記載する。
〔その他の収入〕	長期貸付金回収収入	長期貸付金の回収収入をいう。
	○○収入	財務活動による収入で他のいずれの収入科目にも属さない収入をいう。収入の内容を示す名称を付した科目で記載する。

2. 支出の部

科目区分		説明
大区分	中区分	
＜経常活動による支出＞		
〔人件費支出〕	役員報酬	役員に支払う報酬、諸手当をいう。
	職員俸給	常勤職員に支払う俸給をいう。
	職員諸手当	常勤職員に支払う諸手当をいう。
〔事務費支出〕	非常勤職員給与	非常勤職員に支払う給与をいう。
	退職金	法人の職員退職給与制度による退職給与として支払う金額をいう。
	退職共済掛金	法人が加入している退職共済制度に基づいて法人が負担する掛金をいう。
〔事業費支出〕	法定福利費	法令に基づいて法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の費用をいう。
	福利厚生費	役職員の健康診断その他福利厚生のための費用をいう。
	旅費交通費	業務に係る役職員の出張旅費及び交通費をいう。
〔事務費支出〕	研修費	役職員に対する教育訓練に直接要した費用をいう。
	消耗品費	事務に必要な用紙、文房具等の消耗品のうち、固定資産の購入に該当しないものの消費額をいう。
	器具什器費	事務に必要な器具什器のうち、固定資産の購入に該当しないものの消費額をいう。
〔事務費支出〕	印刷製本費	事務に必要な書類、諸用紙、関係資料などの印刷代及び製本代をいう。
	水道光熱費	事務用の電気、ガス、水道等の使用料をいう。
	燃料費	事務用の灯油、重油等の燃料費及び自動車用燃料費をいう。
〔事務費支出〕	修繕費	建物、器具及び備品等の修繕又は模様替の費用をいう。建物、器具及び備品等を改良し、耐用年数を延長させるような資本的支出を含まない。
	通信運搬費	電話、電報、ファックスの使用料及び切手代、葉書代その他通信・運搬に要する費用をいう。
	会議費	会議時における茶菓子代、食事代等をいう。
〔事務費支出〕	広報費	法人の広告料、パンフレット作成費等の諸費用をいう。
	業務委託費	洗濯、清掃、夜間警備及び給食(給食材料費を除く。)など施設の業務の一部を他に委託するための費用をいう。
	手数料	役務提供にかかる費用のうち、業務委託費以外のものをいう。
〔事務費支出〕	損害保険料	建物、器具及び備品等にかかる損害保険契約に基づく保険料をいう。
	賃借料	事務に必要な器具及び備品、会場等の賃料をいう。
	租税公課	法人が負担する租税公課をいう。
〔事務費支出〕	〇〇費	費用の内容を示す名称を付した科目で記載する。
	雑費	事務費のうち他のいずれにも属さない費用をいう。
	給食費	利用者への処遇に直接要する費用をいう。
〔事業費支出〕	保健衛生費	食材及び食品の費用をいう。(なお、給食業務を外部委託している施設にあっては、材料費を計上すること。)
	被服費	施設内医療に要する医薬品等の購入費及び利用者の健康診断の実施、施設内の消毒等に要する費用をいう。
	教養娯楽費	利用者の衣類、寝具等を購入するための費用をいう。利用者のための新聞雑誌等の購読、娯楽用品の設備購入及び行楽演芸会等の実施のための費用をいう。

科目区分		説明
大区分	中区分	
〔借入金利息支出〕	日用品費	利用者に現物で給付する身のまわり品、化粧品などの日用品の費用をいう。
	保育材料費	保育に必要な文具材料、絵本等の費用及び運動会等の行事を実施するための費用をいう。
	本人支給金	利用者に小遣いその他の経費として現金支給した額をいう。
	水道光熱費	利用者に直接必要な電気、ガス、水道等の使用料をいう。
	燃料費	利用者に直接必要な灯油、重油等の燃料及び自動車用燃料費をいう。
	消耗品費	利用者処遇に直接使用する消耗品のうち、固定資産の購入に該当しないものの消費額をいう。
	器具什器費	利用者処遇に直接使用する器具什器のうち、固定資産の購入に該当しないものの消費額をいう。
	賃借料	利用者が利用する器具及び備品等の賃料をいう。
	教育指導費	利用者に対する教育訓練に直接要した費用をいう。
	就職支度費	児童等の就職に際し必要な被服寝具類の購入に要した費用をいう。
〔経理区分間繰入金支出〕	医療費	利用者が傷病のために医療機関等で診療等をうけた場合の診療報酬等をいう。
	葬祭費 〇〇費 雑費	利用者が死亡した場合の葬祭に要した費用をいう。 費用の内容を示す名称を付した科目で記載する。 事業費のうち他のいずれにも属さない費用をいう。
	借入金利息支出	設備資金借入金、長期運営資金借入金及び短期運営資金借入金の利息をいう。
	経理区分間繰入金支出	社会福祉事業会計における他の経理区分への繰入金支出をいう。
＜施設整備等による支出＞		
〔固定資産取得支出〕	建物取得支出	建物を取得するための支出をいう。
〔元入金支出〕	車輛運搬具取得支出 〇〇取得支出	車輛運搬具を取得するための支出をいう。 取得資産等の内容を示す名称を付した科目で記載する。
	公益事業会計元入金支出	本部経理区分から公益事業会計に対する元入金の繰入支出をいう。
	収益事業会計元入金支出	本部経理区分から収益事業会計に対する元入金の繰入支出をいう。
＜財務活動による支出＞		
〔借入金元金償還金支出〕	設備資金借入金償還金支出	設備資金借入金の元金償還額をいう。
〔投資有価証券取得支出〕	長期運営資金借入金償還金支出	長期運営資金借入金の元金償還額をいう。
	投資有価証券取得支出	投資有価証券を取得するための支出をいう。
〔積立預金積立支出〕	〇〇積立預金積立支出	積立預金への積立による支出をいう。積立預金の目的を示す名称を付した科目で記載する。

科目区分		説明
大区分	中区分	
【その他の支出】 【流動資産評価減等による資金減少額等】	長期貸付金支出 ○○支出	長期貸付金の支出をいう。 支出の内容を示す名称を付した科目で記載する。
	徴収不能額 有価証券売却益	金銭債権のうち徴収不能として処理した額をいう。 有価証券(流動資産の有価証券に限る。)の売却益(売却による入金額から有価証券の原価を控除した額。)をいう。
	有価証券売却損	有価証券(流動資産の有価証券に限る。)の売却損(有価証券の原価から売却による入金額を控除した額。)をいう。
	有価証券評価損 ○○評価損	流動資産の会計基準第25条に規定された評価損をいう。 具体的な内容を示す名称を付した科目で記載する。

別表 2

＜事業活動収支計算書勘定科目の説明＞

※ 中区分の科目については、適当な科目を追加又は省略することができる。なお、必要に応じて細分することができる。

1. 収入の部

科目区分		説明
大区分	中区分	
＜事業活動収入＞		
[介護保険収入]	介護保険収入	介護保険制度に基づく報酬等をいう。
[利用料収入]	利用料収入	利用者からの利用料(代理受領を含む。)による収入をいう。 (利用者負担金を除く。)
	利用者負担金収入	契約に伴う施設利用料のうち、利用者本人の負担による収入をいう。
[措置費収入]	事務費収入 事業費収入	措置費支弁額中の人件費及び管理費にかかる収入をいう。 措置費支弁額中の入所者の処遇に必要な一般生活費等にかかる収入をいう。
[運営費収入]	運営費収入	保育所等における保育の実施等に関する運営費収入をいう。
[私的契約 利用料収入]	私的契約利用料収入	措置施設等における私的契約に基づく利用収入をいう。
[○○事業収入]	○○事業収入	事業の内容を示す名称を付した科目で記載する。
[経常経費 補助金収入]	経常経費補助金収入	経常経費にかかる地方公共団体からの補助金収入をいう。
[寄附金収入]	寄附金収入	経常経費に対する寄附金品をいう。
[雑収入]	雑収入	事業活動収入で他のいずれの収入科目にも属さない収入をいう。
[借入金元金償還 補助金収入]	借入金元金償還 補助金収入	設備資金借入金元金償還にかかる地方公共団体からの補助金収入をいう。
[引当金戻入]	徴収不能引当金戻入 退職給与引当金戻入 ○○引当金戻入	徴収不能引当金の戻入額をいう。 退職給与引当金の戻入額をいう。 その他の引当金の戻入額をいう。
[国庫補助金等特 別積立金取崩額]		会計基準第34条第1項に規定された国庫補助金等特別積立金の取崩額をいう。
＜事業活動外収入＞		
[借入金利息 補助金収入]	借入金利息補助金 収入	設備資金借入金利息にかかる地方公共団体からの補助金収入をいう。
[受取利息 配当金収入]	受取利息配当金収入	預貯金、有価証券、貸付金等の利息及び配当金等の収入をいう。

科目区分		説明
大区分	中区分	
[会計単位間 繰入金収入]	公益事業会計繰入金 収入 収益事業会計繰入金 収入	公益事業会計からの繰入金収入をいう。 収益事業会計からの繰入金収入をいう。
[経理区分間 繰入金収入]	経理区分間繰入金 収入	社会福祉事業会計内における他の経理区分からの繰入金収入を いう。
[投資有価証券売 却益(売却収入)]	投資有価証券売却益 (売却収入)	投資有価証券を売却した場合の売却益又は売却収入(収入総額) をいう。売却収入を計上した場合には、事業活動支出の部に売 却原価を計上する。
[有価証券売却 益(売却収入)]	有価証券売却益 (売却収入)	有価証券を売却した場合の売却益又は売却収入(総収入額)をい う。売却収入を計上した場合には、事業活動支出の部に売却原 価を計上する。
<特別収入>		
[施設整備等 補助金収入]	施設整備補助金収入 設備整備補助金収入	施設整備にかかる地方公共団体等からの補助金収入をいう。 設備整備にかかる地方公共団体等からの補助金収入をいう。
[施設整備等 寄附金収入]	施設整備等寄附金 収入 施設整備等借入金 償還寄附金収入	施設整備及び設備整備にかかる寄附金をいう。 施設整備及び設備整備にかかる借入金の償還にかかる寄附金を いう。
[固定資産売却 益(売却収入)]	器具及び備品売却益 (売却収入) 車輛運搬具売却益 (売却収入) ○○売却益 (売却収入)	器具及び備品を売却した場合の売却益又は売却収入(収入総額) をいう。売却収入を計上した場合には特別支出の部に器具及び 備品売却原価を計上する。 車輛運搬具を売却した場合の売却益又は売却収入(収入総額)を いう。売却収入を計上した場合には特別支出の部に車輛運搬具 売却原価を計上する。 売却資産の名称等売却の内容を示す名称を付した科目で記載す る。
[国庫補助金等特 別積立金取崩額]		会計基準第34条第2項に規定された国庫補助金等特別積立金の 取崩額をいう。

2. 支出の部

科目区分		説明
大区分	中区分	
＜事業活動支出＞		
〔人件費支出〕	役員報酬 職員俸給 職員諸手当 非常勤職員給与 退職金 退職共済掛金 法定福利費	役員に支払う報酬、諸手当をいう。 常勤職員に支払う俸給をいう。 常勤職員に支払う諸手当をいう。 非常勤職員に支払う給与をいう。 法人の職員退職給与制度により退職給与として支払う金額をいう。 法人が加入している退職共済制度に基づいて法人が負担する掛金をいう。 法令に基づいて法人が負担する健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料等の費用をいう。
〔事務費支出〕	福利厚生費 旅費交通費 研修費 消耗品費 器具什器費 印刷製本費 水道光熱費 燃料費 修繕費 通信運搬費 会議費 広報費 業務委託費 手数料 損害保険料 賃借料 租税公課 ○○費 雑費	本部及び施設の運営事務に要する人件費以外の費用をいう。 役職員の健康診断その他福利厚生のための費用をいう。 業務に係る役職員の出張旅費及び交通費をいう。 役職員に対する教育訓練に直接要した費用をいう。 事務に必要な用紙、文房具等の消耗品のうち、固定資産の購入に該当しないものの消費額をいう。 事務に必要な器具什器のうち、固定資産の購入に該当しないものの消費額をいう。 事務に必要な書類、諸用紙、関係資料などの印刷代及び製本代をいう。 事務用の電気、ガス、水道等の使用料をいう。 事務用の灯油、重油等の燃料及び自動車用燃料費をいう。 建物、器具及び備品等の修繕又は模様替の費用をいう。建物、器具及び備品等を改良し、耐用年数を延長させるような資本的支出を含まない。 電話、電報、ファックスの使用料及び切手代、葉書代その他通信・運搬に要する費用をいう。 会議時における茶菓子代、食事代等をいう。 法人の広告料、パンフレット作成費等の諸費用をいう。 洗濯、清掃、夜間警備及び給食(給食材料費を除く。)など施設の業務の一部を他に委託するための費用をいう。 役務提供にかかる費用のうち、業務委託費以外のものをいう。 建物、器具及び備品等にかかる損害保険契約に基づく保険料をいう。 事務に必要な器具及び備品、会場等の賃料をいう。 法人が負担する租税公課をいう。 費用の内容を示す名称を付した科目で記載する。 事務費のうち他のいずれにも属さない費用をいう。
〔事業費支出〕	給食費 保健衛生費 被服費 教養娯楽費 日用品費	利用者の処遇に直接要する費用をいう。 食材及び食品の費用をいう。(なお、給食業務を外部委託している施設にあっては、材料費を計上すること。) 施設内医療に要する医薬品等の購入費及び利用者の健康診断の実施、施設内の消毒等に要する費用をいう。 利用者の衣類、寝具等を購入するための費用をいう。 利用者のための新聞雑誌等の購読、娯楽用品の設備購入及び行楽演芸会等の実施のための費用をいう。 利用者に現物で給付する身のまわり品、化粧品などの日用品の費用をいう。

科目区分		説明
大区分	中区分	
〔減価償却費〕 〔徴収不能額〕 〔引当金繰入〕	保育材料費	保育に必要な文具材料、絵本等の費用及び運動会等の行事を実施するための費用をいう。
	本人支給金 水道光熱費 燃料費	利用者に小遣いその他の経費として現金支給した額をいう。 利用者に直接必要な電気、ガス、水道等の使用料をいう。 利用者に直接必要な灯油、重油等の燃料及び自動車用燃料をいう。
	消耗品費	利用者処遇に直接使用する消耗品のうち、固定資産の購入に該当しないものの消費額をいう。
	器具什器費	利用者処遇に直接使用する器具什器のうち、固定資産の購入に該当しないものの消費額をいう。
	賃借料 教育指導費 就職支度費	利用者が利用する器具及び備品等の賃料をいう。 利用者に対する教育訓練に直接要した費用をいう。 児童等の就職に際し必要な被服寝具類の購入に要した費用をいう。
	医療費	利用者が傷病のために医療機関等で診療等をうけた場合の診療報酬等をいう。
	葬祭費 〇〇費 雑費	利用者が死亡した場合の葬祭に要した費用をいう。 費用の内容を示す名称を付した科目で記載する。 事業費のうち他のいずれにも属さない費用をいう。
	減価償却費	会計基準第26条による減価償却の額をいう。
	徴収不能額	金銭債権のうち徴収不能として処理した額をいう。
	退職給与引当金繰入 徴収不能引当金繰入 〇〇引当金繰入	会計基準第28条により退職給与引当金に繰入れる額をいう。 会計基準第27条により徴収不能引当金に繰入れる額をいう。 会計基準第29条によりその他の引当金に繰り入れる額をいう。 具体的な内容を示す名称を付した科目で記載する。
＜事業活動外支出＞		
〔借入金利息支出〕	借入金利息支出	設備資金借入金、長期運営資金借入金及び短期運営資金借入金の利息をいう。
〔経理区分間繰入金支出〕	経理区分間繰入金支出	社会福祉事業会計における他の経理区分への繰入金支出をいう。
〔投資有価証券売却損(売却原価)〕	投資有価証券売却損(売却原価)	投資有価証券を売却した場合の売却損をいう。売却原価を計上した場合には、事業活動外収入の部に投資有価証券売却収入を計上する。
〔有価証券売却損(売却原価)〕	有価証券売却損(売却原価)	有価証券を売却した場合の売却損をいう。売却原価を計上した場合には、事業活動外収入の部に有価証券売却収入を計上する。
〔資産評価損〕	有価証券評価損 〇〇評価損	会計基準第25条に規定された評価損をいう。 具体的な名称を記載する。
＜特別支出＞		
〔基本金組入額〕	1号基本金組入額 2号基本金組入額 3号基本金組入額	会計基準第31条第1号に規定された基本金の組入額をいう。 会計基準第31条第2号に規定された基本金の組入額をいう。 会計基準第31条第3号に規定された基本金の組入額をいう。

科目区分		説明
大区分	中区分	
〔固定資産売却損・処分損(売却原価)〕	器具及び備品売却損・処分損(売却原価)	器具及び備品を売却又は処分した場合の売却損又は処分損をいう。売却原価を計上した場合には特別収入の部に器具及び備品売却収入を計上する。
	車輛運搬具売却損・処分損(売却原価)	車輛運搬具を売却又は処分した場合の売却損又は処分損をいう。売却原価を計上した場合には特別収入の部に車輛運搬具売却収入を計上する。
	〇〇売却損・処分損(売却原価)	売却又は処分した資産の名称等、売却損又は処分損の内容を示す名称を付した科目で記載する。
〔国庫補助金等特別積立金積立額〕		会計基準第33条に規定された国庫補助金等特別積立金の積立額をいう。

3. 繰越活動収支差額の部

科目区分		説明
大区分	中区分	
〔基本金取崩額〕		会計基準第32条に規定された基本金の取崩額をいう。
〔基本金組入額〕	4号基本金組入額	会計基準第31条第4号に規定された基本金の組入額をいう。
〔その他の積立金取崩額〕	〇〇積立金取崩額	会計基準第35条第3項及び第4項に規定されたその他の積立金の取崩額をいう。
〔その他の積立金積立額〕	〇〇積立金積立額	会計基準第35条第1項に規定されたその他の積立金の積立額をいう。

別表 3

＜貸借対照表勘定科目の説明＞

※ 中区分の科目については、適当な科目を追加又は省略することができる。なお、必要に応じて細分することができる。

科目区分		説明
大区分	中区分	
＜資産の部＞		
〔流動資産〕	現金預金	現金（硬貨、小切手、紙幣、郵便為替証書、郵便振替貯金払出証書、官公庁の支払通知書等）及び、預貯金（当座預金、普通預金、定期預金、郵便貯金、金銭信託等）をいう。
	有価証券	市場性のある有価証券で一時的に所有するものをいう。
	未収金	事業活動等に伴う収入のうち未回収の債権額をいう。
	貯蔵品	消耗品等で未使用の物品をいう。
	立替金	一時的に立替払いをした場合の債権額をいう。
	前払金	物品等の購入代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前払額をいう。
	短期貸付金 仮払金	貸付期間が1年以内の金銭の貸付債権をいう。 処理すべき科目又は金額が確定しない場合の支出額を一時的に処理する科目をいう。
	その他の流動資産	以上のいずれの勘定科目にも属さない流動資産をいう。
〔固定資産〕 (基本財産)	建物	定款において基本財産と定められたものをいう。
	土地	法人が所有する建物及び建物付属設備をいう。
	基本財産特定預金	法人が所有する土地をいう。 法人が基本財産と定めた現金預金等をいう。
〔その他の 固定資産〕	建物	基本財産以外の固定資産をいう。
	構築物	法人が所有する建物及び建物付属設備をいう。
	機械及び装置	法人が所有する建物以外の土地に固着している建造物をいう。
	車輛運搬具	法人が所有する機械及び装置をいう。
	器具及び備品	法人が所有するバス、乗用車、入浴車等をいう。
	土地	法人が所有する器具及び備品をいう。ただし、取得価額が〇〇万円以上で、耐用年数が1年以上のものに限る。
	建設仮勘定	法人が所有する土地をいう。
	権利	建設又は製作中の固定資産にかかわる支出額をいう。
	投資有価証券	無形の法律上又は契約上の権利をいう。
	長期貸付金	長期的に所有する有価証券で流動資産に属さないものをいう。
	公益事業会計元入金	貸付期間が1年を超える金銭の貸付債権をいう。
	収益事業会計元入金	新規に公益事業を開始するため、あるいは拡大するために拠出した金額をいう。
	措置施設繰越特定預金	新規に収益事業を開始するため、あるいは拡大するために拠出した金額をいう。
〇〇積立預金	措置施設において将来の支出に充てるため繰り越された現金預金等をいう。	
その他の固定資産	将来における特定の目的のために積立てた現金預金等をいう。 積立預金の目的を示す名称を付した科目で記載する。 以上のいずれの勘定科目にも属さない資産をいう。	

科目区分		説明
大区分	中区分	
＜負債の部＞		
〔流動負債〕	短期運営資金借入金 未払金 預り金 前受金	借入期間が1年以内の経常経費に係る借入債務をいう。 事業活動等に伴う費用等の未払債務をいう。 各種の一時的な預り金額をいう。 物品等の売却代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前受額をいう。
	仮受金 〇〇引当金 その他の流動負債	処理すべき科目又は金額が確定しない場合の収入額を一時的に処理する科目をいう。 会計基準第29条に規定する引当金をいう。 引当金の内容を示す名称を付した科目で記載する。 以上のいずれの勘定科目にも属さない流動負債をいう。
〔固定負債〕	設備資金借入金 長期運営資金借入金 退職給与引当金 〇〇引当金	借入期間が1年を超える施設整備等に係る借入債務をいう。 借入期間が1年を超える経常経費に係る借入債務をいう。 会計基準第28条に規定する退職給与引当金をいう。 会計基準第29条に規定する引当金をいう。 引当金の内容を示す名称を付した科目で記載する。
＜純資産の部＞		
〔基本金〕	基本金	会計基準第31条各号に規定された基本金をいう。
〔国庫補助金等特別積立金〕	国庫補助金等特別積立金	会計基準第33条に規定された国庫補助金等特別積立金をいう。
〔その他の積立金〕	〇〇積立金	会計基準第35条に規定されたその他の積立金をいう。積立ての目的を示す名称を付した科目で記載する。
〔次期繰越活動収支差額〕	次期繰越活動収支差額	事業活動収支計算書に計上された次期繰越活動収支差額をいう。

会計基準注解

(注1)重要性の原則の適用について

社会福祉法人の会計は、定められた会計処理の原則に従って正確な計算を行うべきものであるが、会計が目的とするところは、社会福祉法人の財務内容を明らかにし社会福祉法人の状況に関して、施設の利用者、その家族、債権者及びその他取引業者等の利害関係者の判断を誤らせないようにすることにあるので、重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることも、複式簿記の原則に従った処理として認められる。

重要性の原則は、計算書類の表示に関しても適用される。

重要性の原則の適用例としては、次のようなものがある。

- (1) 介護用品、その他の消耗品等の貯蔵品のうち、重要性の乏しいもの、あるいは短期間に消費するものについては、その購入時に支出として処理する方法を採用することができる。
- (2) 保険料、賃借料、受取利息配当金、借入金利息等にかかる前払金、未払金、未収金、前受金等のうち重要性の乏しいもの、または毎会計年度経常的に発生しその発生額が少額なものについては、前払金、未払金、未収金、前受金等を計上しないことができる。
- (3) 引当金のうち、重要性の乏しいものについては、これを計上しないことができる。

(注2)計算書類の作成について

公益事業及び収益事業に関する会計は、独立した会計単位としなければならないが、財産目録については、各会計単位ごとに作成することに代えて法人全体のものを作成することができる。

(注3)支払資金について

資金収支計算書の支払資金とは、経常的な支払準備のために保有する現金及び預貯金、短期間のうちに回収されて現金又は預貯金になる未収金、立替金、有価証券等及び短期間のうちに事業活動支出として処理される前払金、貯蔵品等の流動資産並びに短期間のうちに現金又は預貯金によって決済される未払金、預り金、短期運営資金借入金等及び短期間のうちに事業活動収入として処理される前受金等の流動負債(引当金を除く。)をいう。支払資金の残高は、これらの流動資産が流動負債を超える額をいう。また、流動資産の額は、徴収不能引当金を控除する前の金額とする。

なお、有価証券(流動資産の有価証券に限る。)の売却損益及び評価損、その他の流動資産の評価減等のように、支払資金自体の変動によって生じた資金の増減額は、「財務活動による支出」の「流動資産評価減等による資金減少額等」として計上するものとする。

(注4) 共通収入支出の配分について

資金収支計算及び事業活動収支計算を行うに当たって、人件費、光熱水費、減価償却費等、複数の会計単位又は経理区分に共通する収入及び支出については、合理的な基準に基づいて配分することになるが、その配分基準は、収入及び支出の項目ごとに、その発生に最も密接に関連する量的基準（例えば、人数、時間、面積等による基準、またはこれらの2つ以上の要素を合わせた複合基準）を選択して適用する。

一度選択した配分基準は、状況の変化等により当該基準を適用することが不合理であると認められるようになった場合を除き、継続的に適用するものとする。

(注5) 実現主義の原則の適用について

資産の売却及び役務の提供にかかる事業活動収支計算の収入は、その対価が確定した会計年度に収入を計上する。したがって、対価が確定する前における市価の上昇等による価値の増加があっても、これを収入に計上することはできない。ただし、長期契約に基づく収入については、これを合理的に見積り、契約期間における各会計年度の収入として計上することができる。

なお、事業の性格上、対価が確定した後においても回収が確実に予測できない収入については、現金又は預貯金の入金時に計上することができる。

(注6) たな卸資産の評価方法について

貸借対照表に計上される資産は、取得価額で評価することを原則としているが、貯蔵品等のたな卸資産は、頻繁に受入れや払出しが行われるものが多く、個別に取得価額を特定することが困難な場合が多い。

したがって、以下に示すような方法を適用して算定した価額をもって貸借対照表価額とする。

個別原価法 個々のたな卸資産が個別に管理されている場合に適用される方法で、会計年度末に保有する個々のたな卸資産ごとに記録された取得価額をもって貸借対照表価額とする方法

総平均原価法 前会計年度末に保有していたたな卸資産と当該会計年度に取得したたな卸資産の取得価額の総平均単価によって会計年度末に保有するたな卸資産を評価し、それをもって貸借対照表価額とする方法

最終仕入原価法 会計年度末に保有するたな卸資産を会計年度末に最も近い日に取得したたな卸資産の取得単価によって評価し、それをもって貸借対照表価額とする方法

最終仕入原価法によって評価される場合には、会計年度末におけるすべてのたな卸資産が取得価額に基づいて評価されることにはならないが、購入単価に大きな変動がないと見込まれる等の理由によって、上記に例示された他の合理的な方法によって評価された額と比較して、その差額が僅少であると見込まれる場合にはこの方法を採用することが認められる。

(注7)有価証券の評価について

貸借対照表に計上される有価証券は、他の資産と同様に取得価額で評価することを原則としており、同一銘柄の有価証券は、同一単価で評価する。

同一銘柄の有価証券が必ずしも同じ時期に同じ価額で購入されるとは限らない。したがって有価証券についても以下に示すような方法を適用して取得価額を配分計算し、それをもって貸借対照表価額とする。

総平均原価法 前会計年度末に保有していた有価証券と当該会計年度に取得した有価証券の取得価額の総平均単価によって会計年度末に保有する有価証券を評価し、それをもって貸借対照表価額とする方法

移動平均原価法 有価証券を取得した都度、それまで保有していた有価証券と新たに取得した有価証券の取得価額の平均単価で評価する方法によって会計年度末に保有する有価証券を評価し、それをもって貸借対照表価額とする方法

(注8)減価償却費の計算方法について

減価償却費の計算は、個々の固定資産ごとに次の算式で計算し、減価償却後の帳簿価額の残高が残存価額に達するまで減価償却費を計上する。減価償却の対象となる資産には、建物等の有形固定資産に限らず、ソフトウェア購入費用等の無形固定資産も含まれる。

$$\text{当該会計年度の減価償却費} = (\text{取得価額} - \text{残存価額}) / \text{耐用年数} \\ \times \text{使用した当該会計年度の月数} / 12 \text{ヶ月}$$

上記の算式において、耐用年数と残存価額は、年数及び価額をあらかじめ合理的に見積もって行うことになるが、個々の社会福祉法人がそれを行うことは困難な場合が多いので、税法に定められた「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)又はその他一般に公表され、妥当と認められたものに基づいて行うことが望ましい。

(注9)徴収不能額の引当てについて

未収金、貸付金等の金銭債権のうち徴収不能と認められる額がある場合には、その金額を合理的に見積もって、徴収不能引当金を計上しなければならない。

合理的に徴収不能額を見積もる方法として、例えば金銭債権を、

- (1) 徴収不能の可能性がきわめて高い債権
- (2) 徴収不能のおそれのある債権
- (3) 健全な債権

に分類し、(1)については回収が確実に見込まれる額を控除した額を徴収不能見込額とし、(2)及び(3)については、過去において発生した同分類の債権金額に対する徴収不能額の平均発生率に基づいて算定した額を徴収不能見込額とする方法が考えられる。

(注10)退職債務の引当てについて

将来支給する退職金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額を見積る場合には、原則として、個々の職員について、将来支給する退職金のうち社会福祉法人が負担することとなる額を見積り、その額を現在価値に割り引いて当該会計年度の負担すべき額を計算する。

しかし、この計算方法を採用することが困難な場合においては、当該会計年度末に在籍する全職員が退職するとみなした場合の退職金要支給額のうち社会福祉法人が負担することとなる額を貸借対照表の負債の部に退職給与引当金として計上し、前会計年度末の退職給与引当金の額（当該会計年度において、退職給与引当金の戻入れが行われた場合にはその戻入れ額を控除した額）との差額を退職給与引当金繰入額として、当該会計年度の事業活動収支計算書の事業活動支出に計上することが認められる。

(注11)その他の引当てについて

会計基準第29条に規定する引当金とは、将来において事業活動収支計算の支出に計上されるもので、その発生が当該会計年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができるものをいう。

これに該当する引当金としては、例えば、職員に対する賞与引当金、定期的に行われる点検、修理に対する修繕引当金等があげられる。

(注12)基本金への組入れ及び国庫補助金等特別積立金への積立てについて

会計基準第31条に規定する基本金への組入れは、同条第1号から第3号までに規定する寄附金を事業活動収支計算書の特別収入に計上した後、その収入に相当する額を基本金組入額として特別支出に計上して行う。

また、会計基準第33条に規定する国庫補助金等特別積立金の積立ては、同条に規定する国庫補助金等の収入額を事業活動収支計算書の特別収入に計上した後、その収入に相当する額を国庫補助金等特別積立金積立額として特別支出に計上して行う。

(注13)国庫補助金等特別積立金の取崩額について

国庫補助金等特別積立金は、基本財産又は特定の固定資産を取得すべきものとして国又は地方公共団体から拠出された国庫補助金等に基づいて積み立てられたものであり、当該国庫補助金等の目的は、社会福祉法人の資産取得のための負担を軽減することを通して、社会福祉法人が経営する施設等の利用者の負担を軽減することにある。したがって、国庫補助金等特別積立金は、毎会計年度において、固定資産の減価償却費のうち当該国庫補助金等によって取得された部分に相当する額を取り崩し、事業活動収支計算書の事業活動収入に計上しなければならない。また、国庫補助金等の対象となった基本財産又はその他の固定資産が廃棄または売却された場合においては、当該資産に相当する国庫補助金等特別積立金の取崩額を、事業活動収支計算書の特別収入に計上する。

(注14) 流動資産及び固定資産の区分並びに流動負債及び固定負債の区分について

未収金、前払金、未払金、前受金等の社会福祉事業に係る経常的な取引によって発生した債権債務は、流動資産又は流動負債に属するものとする。ただし、これらの債権のうち、破産債権、更生債権等で1年以内に回収されないことが明らかなものは固定資産に属するものとする。

貸付金、借入金等の社会福祉事業に係る経常的な取引以外の取引によって発生した債権債務については、その契約期間（貸付期間、借入期間等をいう。）が1年以内のものは流動資産又は流動負債に属するものとし、1年を超えるものは固定資産又は固定負債に属するものとする。

現金及び預貯金は、原則として流動資産に属するものとするが、特定の目的で1年を超えて保有する預貯金は、固定資産に属するものとする。

貯蔵品等のたな卸資産は、流動資産に属するものとする。

(注15) 重要な会計方針の開示について

重要な会計方針とは、社会福祉法人が計算書類を作成するに当たって、その財政及び活動の状況を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続並びに計算書類への表示の方法をいう。

会計方針の例としては、次のようなものがある。

- (1) 有価証券の評価方法
- (2) たな卸資産の評価方法
- (3) 引当金の計上基準
- (4) 収入及び支出の計上基準

代替的な複数の会計基準が認められていない場合には、会計方針の注記を省略することができる。

(注16) 重要な後発事象について

後発事象とは、当該会計年度末日後に発生した事象で翌会計年度以後の社会福祉法人の財政及び活動の状況に影響を及ぼすものをいう。

重要な後発事象は社会福祉法人の状況に関する利害関係者の判断に重要な影響を与えるので、計算書類作成日までに発生したものは計算書類に注記する必要がある。

重要な後発事象の例としては、次のようなものがある。

- (1) 火災、出水等による重大な損害の発生
- (2) 施設の開設または閉鎖、施設の譲渡または譲受け
- (3) 重要な係争事件の発生または解決
- (4) 重要な徴収不能額の発生

なお、後発事象の発生により、当該会計年度の決算における会計上の判断ないし見積りを修正する必要が生じた場合には、当該会計年度の計算書類に反映させなければならない。

(注17)その他、財政及び活動の状況を明らかにするために必要な事項について

会計基準第40条第1項第7号の「その他、財政及び活動の状況を明らかにするために必要な事項」とは、計算書類に記載すべきものとして会計基準に定められたもののほかに、社会福祉法人の利害関係者が、当該法人の状況を適正に判断するために必要な事項である。

このような事項は、個々の社会福祉法人の経営内容、周囲の環境等によって様々であるが、その例としては、次のようなものがある。

- (1) 状況の変化にともなう引当金の計上基準の変更、固定資産の耐用年数、残存価額の変更等会計処理上の見積方法の変更に関する事項
- (2) 法令の改正、社会福祉法人の規程の制定及び改廃等、会計処理すべき新たな事実の発生にともない新たに採用した会計処理に関する事項
- (3) 勘定科目の内容について特に説明を要する事項
- (4) 法令、所轄庁の通知等で特に説明を求められている事項